独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)について

令和2年6月23日公正取引委員会

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号。以下「独占禁止法」といいます。)の運用に当たり、独占禁止法違反行 為の未然防止と事業者及び事業者団体(以下「事業者等」といいます。)の適切な事業 活動に役立てるため、事業者等が実施しようとする具体的な行為に関して個別の相談 に対応しています。

また、公正取引委員会では、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表しています。

このたび、公正取引委員会は、令和元年度における事業者等の活動に関する主要な相談事例を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)」として公表することとしました。今回の相談事例集には、後記1及び2記載の12件の相談事例を掲載しています。

1 事業者の活動に関する相談(5件)

| 事例 番号 | 相談に係る行為の概要 | 関係法条 ^(注) | 回答 |
|----------|------------------------|---------------------|------|
| 1 | 銀行2社が,共同して,近接する店舗外ATM | 第3条(不当な | 問題なし |
| | の設置拠点の統廃合を行うとともに、2社の預金 | 取引制限) | |
| | 者である一般消費者向けに店舗外ATMの相互 | | |
| | 開放を行うこと。 | | |
| 2 | 空調設備メーカーが,競争者との間で,大型 | 第3条(不当な | 問題なし |
| | 機種及び小型機種に係る相互OEM供給を行 | 取引制限) | |
| | うこと。 | | |

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課相談指導室 電話 03-3581-5481 (直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/

| 事例 番号 | 相談に係る行為の概要 | 関係法条 ^(注) | 回答 |
|----------|-------------------------|---------------------|------|
| 3 | 建設工事用の接着剤のメーカーが、自らが製造 | 第3条(不当な | 問題なし |
| | している当該接着剤について, その全量の製造を | 取引制限) | |
| | 競争者に対して委託することとし, 自社での製造 | | |
| | を取りやめること。 | | |
| 4 | 医薬品メーカー10社が医薬品の研究開発に | 第3条(不当な | 問題なし |
| | 用いる化合物の共同購入及び共同利用を行う | 取引制限) | |
| | こと。 | | |
| 5 | 家電メーカーが, 商品売れ残りのリスク等を | 第19条(第2 | 問題なし |
| | 自ら負うことを前提として、小売業者に対して | 条第9項第4 | |
| | 特定の家電製品の販売価格を指示すること。 | 号〔再販売価格 | |
| | | の拘束〕) | |

(注) 本表に記載の条番号は、独占禁止法のものです(後記2において同じです。)。

2 事業者団体の活動に関する相談(7件)

| 事例 番号 | 相談に係る行為の概要 | 関係法条 | 回答 |
|----------|-----------------------|---------|-------|
| 6 | 特定の化学品のメーカーを会員とする団体 | 第8条第4号 | 問題なし |
| | が、会員が実施する工場の定期修理の日程を調 | (構成事業者の | |
| | 整すること。 | 機能又は活動の | |
| | | 不当な制限) | |
| 7 | 特定の種類の建設機械を使用する専門工事業 | 第8条第4号 | 問題なし |
| | 者を会員とする団体が、当該建設機械のオペ | (構成事業者の | |
| | レーターの長時間労働を是正するため、工事現 | 機能又は活動の | |
| | 場における作業時間を短縮するよう会員に呼 | 不当な制限) | |
| | び掛けるとともに,工事の発注者に対しても同 | | |
| | 様の要請を行うこと。 | | |
| 8 | 包装資材メーカーを会員とする団体が、会員 | 第8条第4号 | |
| | を通じ, 取引先に対して | (構成事業者の | |
| | ① 包装資材に係る配送の効率化を要望する | 機能又は活動の | 問題なし |
| | こと。 | 不当な制限) | |
| | ② 附帯作業の削減・有料化を要望すること。 | 同上 | 問題となる |
| | | | おそれあり |

| 事例 番号 | 相談に係る行為の概要 | 関係法条 | 回答 |
|----------|-----------------------|----------|------|
| 9 | コンクリート構造物の補修・補強に係る特定 | 第8条第1号(一 | 問題なし |
| | の工法の普及活動等を行う団体が、会員である | 定の取引分野に | |
| | 施工業者から収集したデータを基に土木工事用 | おける競争の実 | |
| | の標準施工歩掛(当該工法を用いる場合の単位 | 質的制限)•第4 | |
| | 面積当たりの作業員の人数及び作業時間を示す | 号(構成事業者の | |
| | 標準的な工数)を定めて公表すること。 | 機能又は活動の | |
| | | 不当な制限) | |
| 10 | 輸送用機器メーカーを会員とする団体が、当 | 第8条第4号 | 問題なし |
| | 該輸送用機器及びその構成部品に係る原産地証 | (構成事業者の | |
| | 明のためにオンラインによる共通調査システム | 機能又は活動の | |
| | を構築すること。 | 不当な制限) | |
| 1 1 | 農作物の新品種のブランド化推進団体が,会 | 第8条第1号(一 | 問題なし |
| | 員である生産者に対し、当該新品種について、 | 定の取引分野に | |
| | 専用肥料の使用及び特定の農業協同組合への | おける競争の実 | |
| | 全量出荷を義務付けること。 | 質的制限)•第4 | |
| | | 号(構成事業者の | |
| | | 機能又は活動の | |
| | | 不当な制限) | |
| 1 2 | 特定の業態の小売業者を会員とする団体が、 | 第8条第1号(一 | 問題なし |
| | レジ袋有料化の義務付けに伴い、会員の店舗に | 定の取引分野に | |
| | おいて提供されるレジ袋について、従来のレジ | おける競争の実 | |
| | 袋は今後提供しないこととし、環境負荷の小さ | 質的制限)•第4 | |
| | いレジ袋を単価3円で提供することを内容と | 号(構成事業者の | |
| | するガイドラインを策定すること。 | 機能又は活動の | |
| | | 不当な制限) | |

<参考>

相談内容別件数(企業結合に関する相談を除く。)

(単位:件)

| | | T-400-5 | A 1 |
|--------------------|--------|---------|----------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 「事前相談制度」による相談 | | 0 | 0 |
| 事業者の活動に関する相談 | | 0 | 0 |
| 事業者団体の活動に関する相 | 談 | 0 | 0 |
| 一般相談 | | 1, 462 | 2, 038 |
| 事業者の活動に関する相談 | | 1, 273 | 1, 870 |
| 〇流通・取引慣行に関する | | 1, 080 | 1, 623 |
| │ | 関する相談) | (588) | (1, 098) |
| │ │ │ ○共同行為・業務提携に関 | する相談 | 7 5 | 9 5 |
| ○技術取引に関する相談 | | 18 | 1 4 |
| │ │ ○共同研究開発に関する相 | 談 | 2 2 | 1 4 |
| 〇その他 | | 7 8 | 1 2 4 |
| 事業者団体の活動に関する相 | 談 | 189 | 1 6 8 |
| 合計 | | 1, 462 | 2, 038 |